

33

416

拷問實記

036002-000-2

33-416

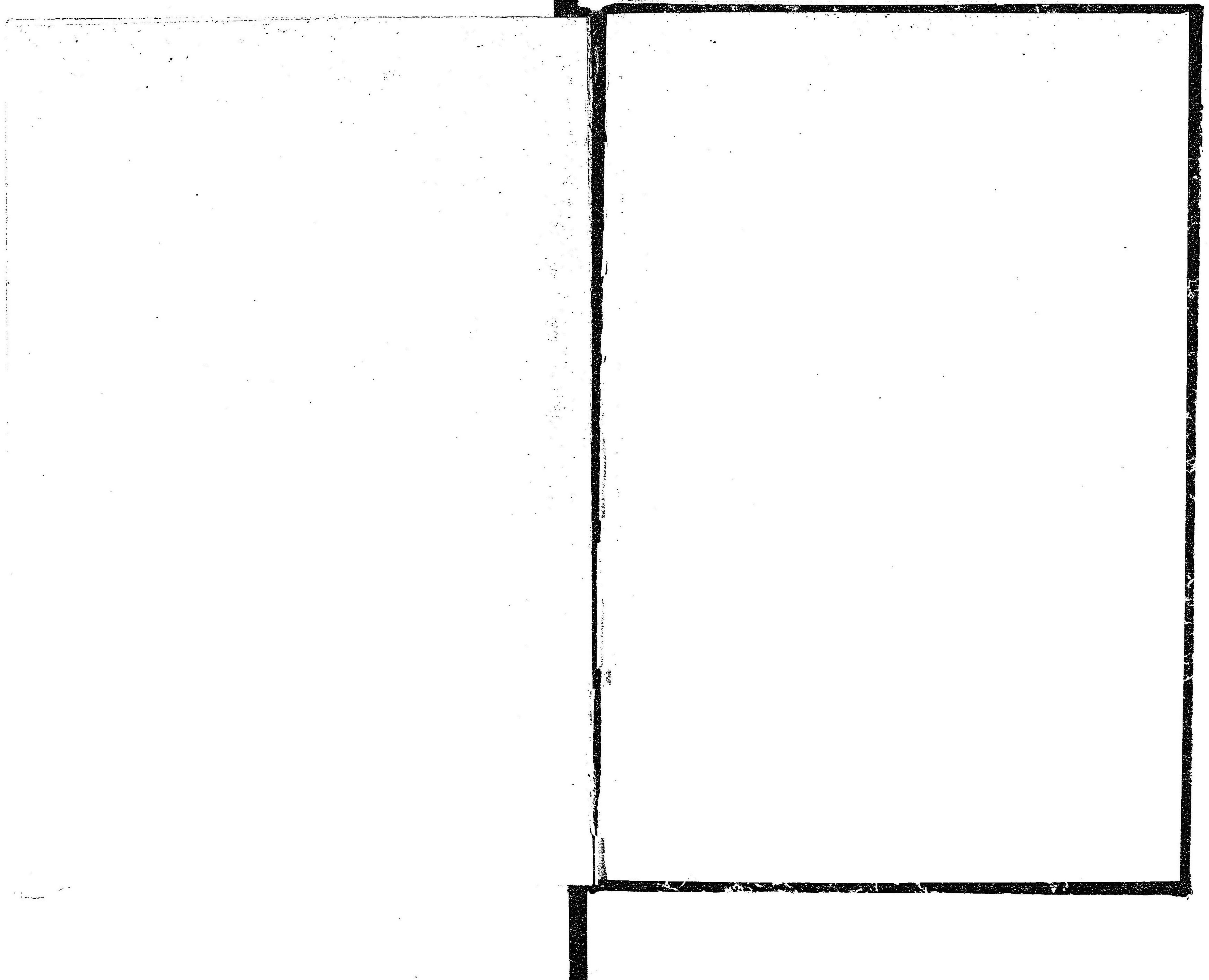
拷問

佐久間 長敬/著

M26

BBP-0619





33-416

1877/1/10

なし書

此編は予かむかし幕府町奉行の廳に、公の勤めせし頃
眼のあたり、見もし聞もし、將自らなさしめつる事ども、



かいつまるとのせしなれば、事柄露もたかへるなし、
今は事ふりてりれば、世の人、慕時の拷問なるものは、如
何なるぞ、生るやを知らぬもさはならむ、今後ますま
す年月、経んば、知る人いとしまれになりゆき、歴史の料
たるものむかしを誣ひ、今をあやまるへきかを思ふの

餘り、斯く梓にのせ侍りぬ、予と同一勤めせし友とちの、
前後みまかりぬれば、今予か此舉なかりせば、誰か信を
傳ふへきいさよかたりとも杜撰臆説を雑えさるもの

なれば、請ふ世にありふれたる他し書まの、反は古こども集あめ
たると、同じく見玉はさらんを

明治の二十あまり六のとし

をさひろみるす

拷問

目録

拷問の種類

火責 水責 糞責

一頁

町奉行米津勘兵衛の咄

幕府四種の拷問

四頁

火附盜賊改中山勘解由の奇説

拷問仕方

五頁

掛り與力同心のとし

寺社勘定兩奉行依怙拷問

立合監察のとし

半屋鍵役のとし

打役のとし

醫師のと

下男非人のと

牢屋穿鑿所の躰

同圖面

同所躰裁

役々の躰裁

囚人の躰取扱方

海老責拷問の場所

身分柄の者吟味仕方

拷問第一回答打

其仕方

其圖

同第二回石抱

其仕方

其時間躰裁

其圖

同第三回海老責

其仕方

其時間

其圖

同第四回釣責

其仕方

其時間

其圖

播州無宿大坂入墨吉五郎責問拷問度数

拷問中白状せし者取扱

囚人の覺悟

相牢囚人拷問を受たる者介抱の譯

拷問の節即死の取扱

與力吉田忠藏四人を責殺したる奇話

四
二十四頁

拷問を受け服罪せざる者

右取計

二十五頁

播州無宿吉五郎服罪せざるに依て吟味方與力銘々の異見書

町奉行神原主計頭より拷問のと右筆へ内談書

右吉五郎證據裁決申渡書

吟味の口傳書

三十四頁

拷問の執行者心得

音聲のと

主任者の注意

拷問すべき者

立合役々

火附の拷問

罪人の情

鞫問順序

囚人の舉動

甲乙二者吟味の心得

風聞書探索書の注意

即死の時心得方

古人の話

女の責問注意

拷問目錄終

拷問

佐久間長敬著
林 自 頼 閱



拷問の種類

我國に於て罪人を訊問するに、拷治の法を用ゐし事は、いと古し、就中足利以後戰國の代に至りては、其仕方愈々嚴峻を極め水責火責或は水牢或は木馬など、想像の及ぶ限りは苦痛の仕方を案し盡して之を行ひたる者を見ゆ、去れども拷問の方法に、一定の規矩なければ、後世其詳細を知るに苦む、徳川幕府に至りては拷問仕方自ら四種に一定し、水責火責或は水牢木馬の如きは、用ゐたる例を聞かず

因に記す、火責は鐵箸を赤く焼き、脊と尻の邊に押あて、焼爛らし、苦痛せしむる法なりといふ

水責は梯子へ囚人を仰向にくし付、其面顔へ絶えず少しづつ、水を

注き掛るなり、始めは囚人口を結ひ堪えんとすれども、追々目鼻に水入り、且口を開き、息すれば、水口中に入り、再び息を吐くとすれば、水咽に入る故、其苦痛最絶えかたし、かく呼吸の度毎に、水咽に入り、終に腹内に充つ、充つれば少し休み、足の方をあげ、水を吐かしむるに、吐く時、水口鼻より奔り出て又苦む、吐き終ればふたゝび初めの如くするなり

又糞責といふ事あり、水責の如くなせしものか、町奉行米津勘兵衛由政(慶長十一年より寛永元年まで勤役)其事を行んど、囚人を責しことありと傳へぬ、鳩巢小説(室鳩巢著)に曰く

権現様御時、米津勘兵衛と申人、町奉行の時分山中源左衛門と申者、罪有之りて、捕へし、同類御吟味にて、勘兵衛色々糺問致し、得共、右源左衛門申は、士たる者糺問に臨みて、同類をさすものにては無之とて、いか様に糺問いたし、いとも一言も不申、手盡き、間、勘兵衛申は、其分になし置き、いへ、明日く、そ問に可仕と申、得は、源左衛門申は、其

方は扱く、是非なき事をすものにて、士たる者糞を食いては、いかにして、忍ばれぬ事に、此上は是非もなき事に、同類を可申、其方もその心得にて、斯のとくすものと存し、同類は第一其方の嫡子、何某にて、其外同類をさし、申、其内大は殿とて有之、其分大は殿、是は御うば殿の誤にて可有之、
と新井氏被申

幕府四種の拷問は、第一笞打、第二石抱、第三海老責、第四釣責是なり、海老責は火附盗賊改中山勘解由(天和三年頃)之を始めしと傳ふ

(天和三癸亥年六月)江戸にて火付七人捕へ、盗賊奉行の中山勘解由殿、さま、辛く責られしに、其中に鶴権兵衛といふ者、白状せざりければ、己れ能く聞け、髭を抜居て、物を聴く様成奉行とは違ふぞよ、苦敷目に逢て死んより、早く白状せよとありしかば、権兵衛居丈高になり、いかに勘解由殿、髭を抜とは誰の事ぞ、推するに、甲斐庄喜右衛門殿の事なるへし、彼御方は明白にして、少も邪なる事なし、某にかく辛き目を見する事、餘り情なし、此恨み骨髄に徹せり、恐くは三年の内に、其験を

見せんとて嘲りし、權兵衛を四谷に晒すとて引行しに、勘解由殿が門外を通るとき、頓て思ひ知らせんぞと、高聲に呼はりしか、其聲與まてきこえ、人々身をちゝめ恐れけり、其月十二日、鈴ヶ森にて炮燈の刑に行れしに、權兵衛口より火を吹て、勘解由々々々と三度呼りし時、頭を鉢割しとかや、其後勘解由殿の子息四才に成しが、其乳母俄に暇を乞ける、何故にかくはいふぞやと尋られしに、定かに得いはさりければ、扱は密通の事にやあらんと、嚴敷し給ひしに、今は包へきに侍らす、若殿の人々、寝入りし頃、懐より竊に出給ひ、人々に鼻をあて、窺ひ、夫より行燈によらせ、土器をかたむけ、燈油を残りなくぬふり侍り、怖き事言計なしと申せば、殿も不審に思ひ、或夜ためせしに、さる事なかりければ、汝僞申など、責給へば、兎に角、御免あれ、もし殿の威勢に怖れさせ、かく有まじきも不知と申せば、實に去事よとて、翌夜次の間より伺給ひしに、果して違はさりしかば、頓て捕へて刺殺されしといふ、又嫡子も亂心あつて死去、勘解由殿も全身に赤筋いで、腰かゝまり、苦みて、やれ

四

權兵衛か來ると、一向に言給ひ、終られしと、勘解由殿海老縛といふ事始め給ひ、かく珍しき病は、此報にてやありなんと、人々云會へり(故中川老人の雜記寫本)

海老責の外、三種の責方は、起源來歴を審かにせず、是は往古より因襲せし者なるや、明らけし、要するに幕府に於ては、笞打、石抱、海老責を責問といひ(牢屋にて執行ふ故に略して牢問とも云)鈞責を單に拷問とのみ唱へし

拷問仕方

一 拷問の出役人は、第一吟味方にして、次は書物役、次は御徒目附、御小人目附、次は鍵役、次は打役、次は牢屋醫者、次は牢屋下男、次は非人等是れなり

一 吟味方は、町奉行、組與力、吟味掛りの者にて、此與力の内、主任者あり、奉行の命を受けて拷問を掌る

一 寺社奉行御勘定奉行支配の分も、江戸に於ては、町奉行へ頼み、其與力

之をなす

一 拷問下役は則町奉行所の同心にて、與力に屬し、二人或は三人、書物役に出席す

一 御徒目附、御小人目附は、幕府御目附の支配向なれば、平常監察の役を掌どり、町方掛と唱へて、臨時町奉行所へ見廻り、或は町方監察を司る者、拷問に立會ふなり

一 目付は與力に向ひ、拷問にかけける囚人の名前書と、顛末とを聞き合せ、若與力に非儀あるか、或は罪科疑敷ものは、異儀を御目付に具狀するなり

一 鍵役は牢屋預り石出帶刀の組同心にて、牢屋の重役なり、牢内の鍵を預り、囚人の出入を司る、依て此席に出るなり

一 打役も亦石出帶刀か組同心にて、預め撰れて此役を命ぜらる

一 牢屋醫者は牢屋抱への醫師にて、拷問中、囚人の異變、手當等をなす爲め出席す、故に拷問中絶へず囚人に注目し居るなり、即拷問終れば、囚

人に氣附藥を與へ、脈を伺ひ、手當す

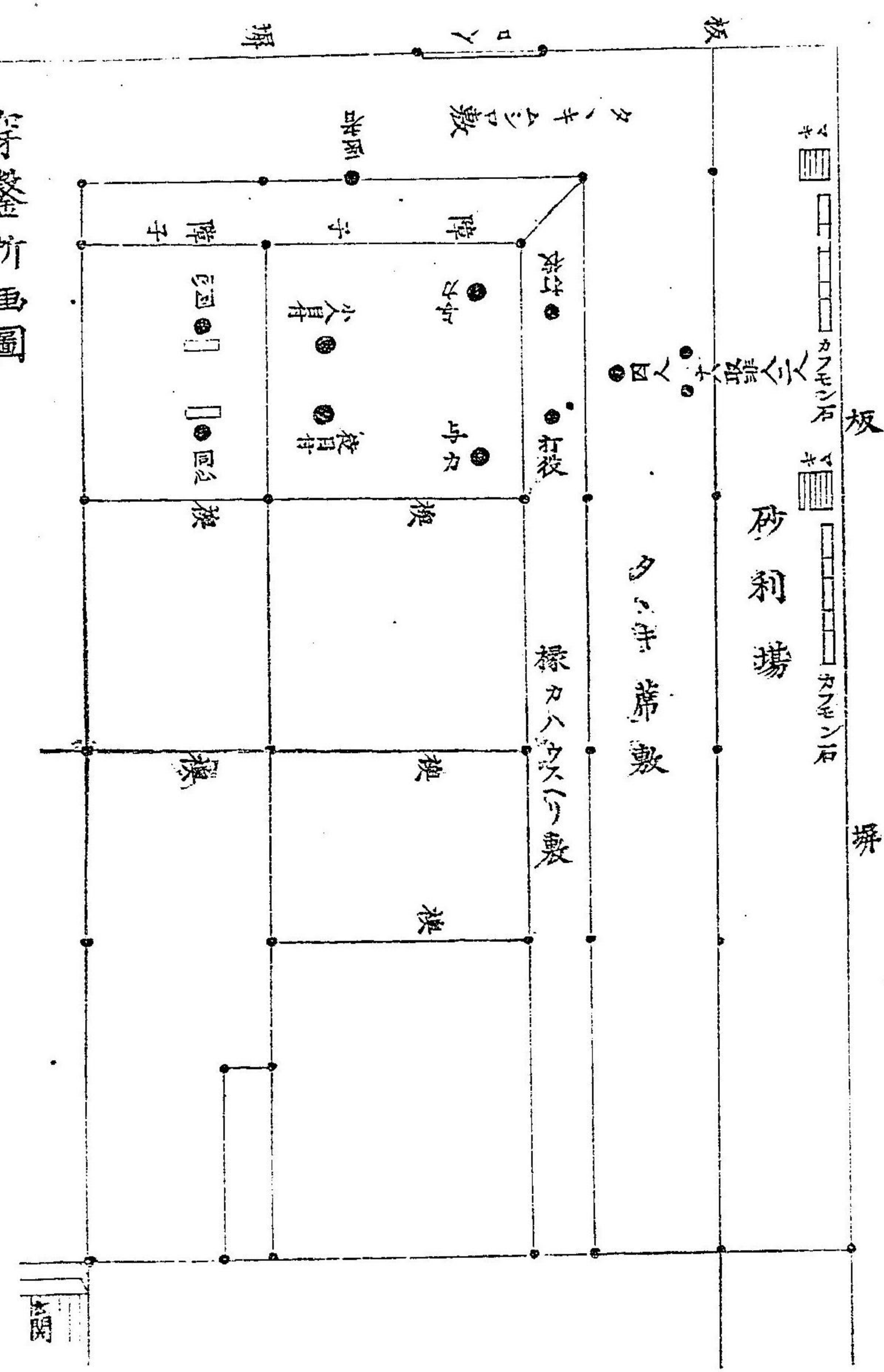
一 牢屋下男は牢屋抱のものにて、石出が印附法被を着し、囚人拷問の取扱ひをなす

一 非人は市内の非人兼て牢屋へ詰る者なり

一 又奉行も出席する事あり、其場には臨まず、陰にて聽くを例とす

一 牢屋敷内に穿鑿處といふ處あり、圖面の如く、八疊敷二間にして、中仕切唐紙襖、三尺板椽の折廻(薄椽を敷)附き、前出庇下(霧除障子の下)六尺通りタ、キ(むしろ敷)次の間六疊二間あり、中仕切唐紙襖なり、右八疊の間は、吟味席、六疊の間は同心物書所なり、着坐の様も圖の如し

穿鑿所画圖



- 一 冬は、役人銘々へ、箱火鉢一ツつゝ備へ、夏は煙草盆とす、又吟味掛へは、硯箱一ツを常に備ふ
- 一 夜に入れば燭臺を出し、檐下に提灯をつる
- 一 吟味方與力、御徒目付は繼上下、脇差を帶し、背後に刀を置く、御小人目付は、羽織袴、背後に刀を置く
- 一 鍵役は羽織袴、帶刀、打役は羽織、白衣、醫師も同上、下男は法被(石出帶刀の派波)非人は白衣
- 一 囚人は、一般に白衣、手鎖をはめて引出す
- 一 囚人身分柄(旗下)の士、格式ある神官、僧侶(の者は、打役兩人、左右に付添ひ、與力と同間へ坐せしむ、其他士分、平神官、僧侶の類は、縁側、付添前に同しく、足輕以下平民は、囚人臺(たゝきの間むしろ敷の事)なり、打役附添は、縁側なり、但附添は、挟みといふ、警固の爲なり
- 一 白洲板塀の際に、拷問の道具、石、真木、太繩、箒尻など備へ置く、囚人の膽を冷す爲なり(真木又十露盤板といふ)

一海老責釣責の二は、別に牢内の拷問藏にて行ふ、拷問藏は、二間に二間半あり、内二坪座敷、残り白洲なり

一身分柄の者は、始めに掛與力、其姓名を呼ひ、曰く今日は何々守殿(老中)御差圖にて、當席に於て、吟味を遂るに付詞を改め、尋問する間、得其意一申へしと申渡し、又曰く衆々奉行より、再應の説諭有しも、不用證據現然たるに、身分柄不似合の心得にて、公儀を恐れずして、申陳じ罷在る故、拷問にすへしとの命を受け、今日役々出張せしなり、此場に至り、深く心得違致し、申陳じ罷在上は、是非なく拷問すへし、恐入たる事にはなきや、身分柄を辨へ、先非を悔み、有軀に白狀服罪すへし、責問の吟味を受ると、歎敷次第なりなど、再應叮嚀に申渡し、而して尙深く申陳する在様なれば、語氣を荒け、叱責し、彌是れまでと云ふ時に至り、立會役々にも最早無是非拷問すべきやと、一應の會釋をなす、意存なければ縁下へ引卸し、拷問にかゝるなり

拷問第一回

一拷問に至れば、身分の差別なく、打役、囚人の手鎖を外づし、諸はだをぬかせ、下男と共に、太繩にて縛り、左右の腕先は、背後の肩まで、順々ど志め上げ、其繩先を前後に引分け、下男二人之を引つめ、囚人の動かざる様になす、これのみにて、囚人苦痛甚しといふ

一夫より打役は、先つ一方より、箠尻即拷問杖にて、囚人の肩を、力を極めて打敲く、又左右より、打役二人にて、打違ひに敲く事あり、皮肉破れ、血はしり出る、血出れば下男は砂を疵口にふり掛け、血どめをなし、又其上を打つ

一右の如くして、或は打ち、或は問ひ、大概打こと百五六十にし、尙白狀せされはやむ、是第一回の拷問也、其軀左の如し

答打

下男ハ石出帯刀ノ法被ヲ着ス

苧縄

太サ一寸五分廻リ
長サ四尋程

拷問杖

長一尺九寸周三寸
真竹片二本麻苧ニ
包ミ上ヲ觀世捨ニテ
卷ツメ持処白草



一 要するに、きひしく縛り上げられたる時、其苦痛に得堪ずして大聲をあげ、泣き叫ぶ。囚人は、打にかゝると、間もなく白狀に及ぶ。されども、口を堅く閉ぢ、縛られなからず、びくともせず、眼をぬむつて自若たる奴は、是剛膽非凡の者なれば、皮肉破るゝも、中々白狀せざる者なり。又あかしきは、囚人銘々の癖ありて、或は題目、或は南無阿彌陀佛を唱へ、甚しきは、不動經、觀音經など誦する者あり、斯る輩は、必白狀するに決する者なり。

十四

拷問第二回

一 前の答打拷問にて、白狀せざる時は、直に石抱にかゝるなり。
 一 石抱拷問は、真木又十露盤板と稱する三角形の臺を、庇受柱の前に据へ、囚人を其上に坐せしめ、尻をまくりて縛りたる儘、體は柱にくゝり付、膝の上に、石を五枚のせ、尙白狀せされば、十枚にも至る。其石は五枚にて囚人のあごの邊まで届く、見る間囚人段々口より泡を吐き、鼻水を出す故、藁を石の上のせ、首を受けしむ。石は落ちざる爲め、右太繩に

て縛り、柱にくゝり置、下男附添ひ注意す、其様左の如し
 石抱

伊豆石目方十三貫ツ

長三尺巾一尺厚三寸

此石五枚積みハ腮ヲ
 持セル程ニナル

十露盤板又真木ト云
 三角ノ角ヲ少シ取り
 五本排へ三寸貫エ打付
 ル



十五

一右石抱は、最初五六枚も積めば、大抵の奴は多く氣絶などするを以て、之にてとゞめ、尙白状せされは、日を隔て又拷問にかけ、一枚を増し、尙白状せされは又一枚を増すにて、最初一日に十枚を抱かしむるとはまれなり

一斯く五枚つみ、七枚つみ、十枚つみて時を經れば、總身は悉く蒼色に變し、口鼻より泡を吐き、又は血を吐くに至る、斯ても尙ひるまさる時は、下男左右より、力を極めて、石を動かし、サアどふだくとせむるなり、脛の肉はめりくと眞木にくひ込まれ、實に骨も碎くる許り、其苦痛如何計ぞや

一時間は大抵三四時間なれども、剛情の者には、之よりも増すことあり、大抵の囚人は、六七枚にして、或は絶息し、或は寐入るか如くいびきをなし、殆ど精神恍惚たる者の如し、又横着者は、假に死せしめぬなどして、時間の立つを待つあり、中には眼を細く明き、役人を打眺るもあり、斯る場合には、役人無言にて、只囚人の息遣を伺ひ、石の數を増す、囚人の

絶命せざるを度合とするなり

一又絶命するや否やの度合を見るには、囚人の足先より、色自然に變し來り、追々上進して股腰に至る、其色蒼白、若腹部に入れば、立會の醫者注意をなす

一此時よすも爲すも、主任與力の膽力一にありて、囚人の生命は實に風前の燈、草上の露よりもはかなく、一步を誤れば死に致す、實に大切といふよりはあそろしき役柄なり

一斯て最早是まで見込ときは、打役に命して、石を御さしむ、下男も非人も打寄、物掛にて、速に取片付をなし、囚人は釣臺にのせ、仰向に臥させ、醫師は氣付と冷水とを與へて、牢内にかき送るなり、非人これをなす

拷問第三回

一前の答杖、石抱にても、尙白状せされは、海老責にかくるなり、海老責は拷問藏にて行ふと前にいへり

海老責

青細引ニテ圖ノ如ク

縛リ置ク

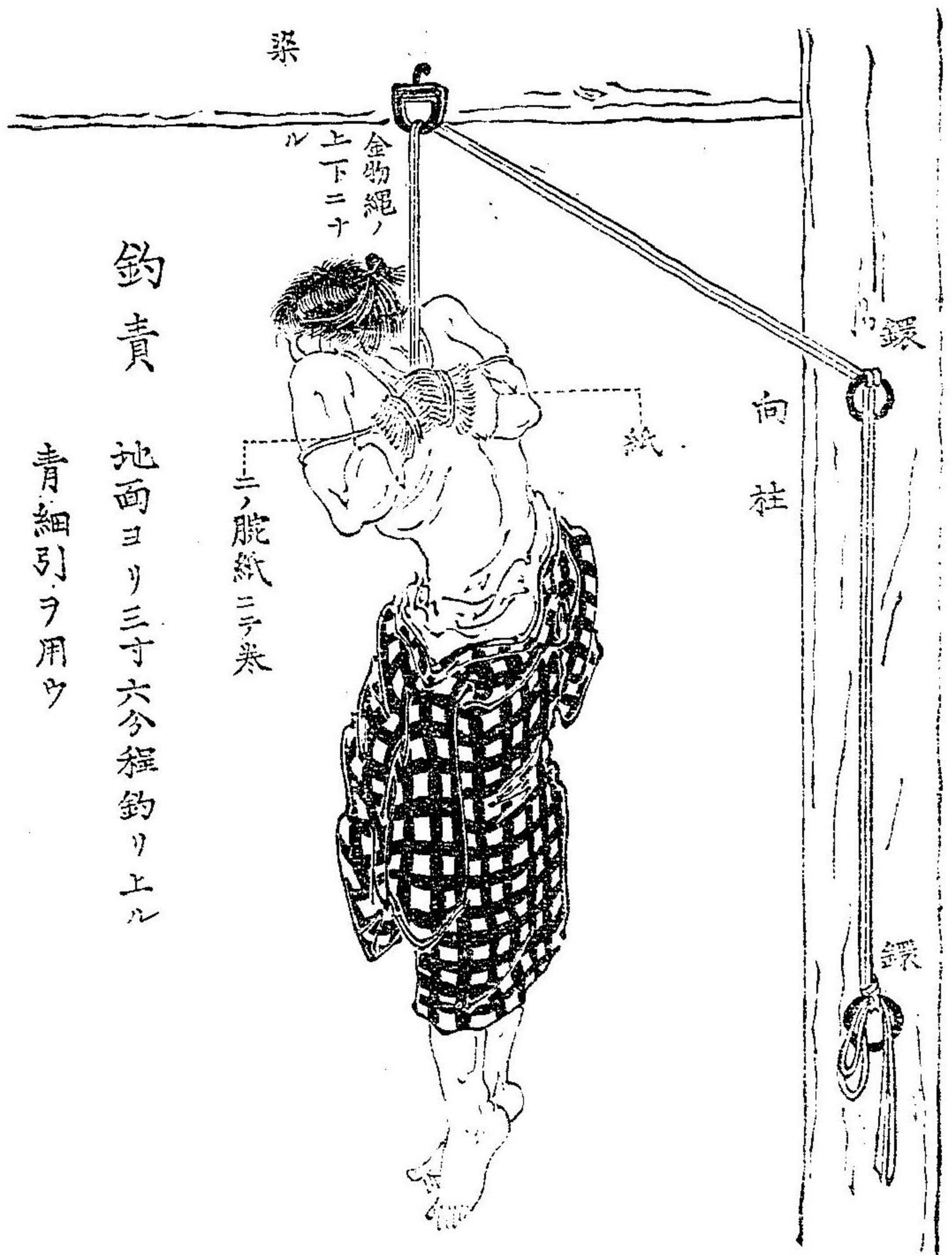


一 扱海老責は、管打又は石抱の責問後、數日經て、身體本に復したる後に
あらぬはなさず、圖の如く手を背後になし、膝を屈け、兩足と領と密着
せしむるまでにくゝるなり、斯て凡三四時間も置く

一 斯く縛られて、頓て半時も立つ間は、總身眞赤になり、冷汗流れ出づ、夫
より一時も過くれは、次第に紫色に變し、又暗蒼色になり、尙放て置け
は、蒼白になる、既に蒼白に變る時は、早や死に近きたるなれば、縛をと
く、然れども斯くまで堪ふる者は、いとまれなり

拷問第四回

一 前の海老責にても尙白狀せざるときは、釣しにかく
一 其釣し方は、手を背後にくゝしつけ、梁に引揚るなれば、繩次第に皮肉
にくひ込み、其苦痛最堪へかたしといふ、圖を見て知るへし、斯く釣し
置く事二三時間に至れば、足の爪先より、血鹽またゝるともあり



左に強盜吉五郎なる者の拷問にかゝりたる顔末を記して、其仕方
如何を知らしむ

天保七年午七月、北町奉行 柳原主計頭掛にて、播州無宿大坂入墨定藏
事吉五郎拷問度敷

午七月二十一日、牢問、縛敲、石五板、不決(縛敲とは管打の事)

八月十一日、同斷

九月十六日、縛敲、石六板、不決

同月十九日、縛敲、石七板、不決

十月二十一日、決 但縛ざる内白狀

未四月九日、縛敲、石八枚、不決

同月十一日、同斷

同月十三日、縛敲、石八枚、不決

五月十八日、縛敲、石九枚、不決

閏七月朔日、十八日迄八度、縛敲、石九枚、不決

同月二十七日、縛敲、石七枚、不決

八月十八日、縛敲無之、石七枚、不決

但晝四時より、夕七時迄掛置、不決

九月二十二日、縛敲、海老責、二た時程置、不決

十一月十一日、縛敲嚴敷、石八枚、不決

十二月二日、海老責、不決

申二月十三日、縛敲、石九枚、不決

三月二日、縛敲、石十枚、不決

四月四日、縛敲、石九枚、不決

四月十一日、拷問決せず(釣責の事)

四月二十一日、再拷問、不決

但四時六分より九時六分迄掛置、不決

都合二十八度 内海老責二度 拷問二度

拷問中白状せし時

一 拷問中白状せし時は、責を免し、醫師氣付を與へ、水を吞せ、陳述を聞き
て、白状書を作り、之を塲所口書と唱へ、本人に讀聞せ、捺印せしむ

一 士分は姓名を自分にて記すへき筈なれども、責られたるため、執筆な
り難き時は、捺印にて濟せること、臨機の計ひに任す

囚人拷問にかゝらんと覺悟すれば、牢内にて古顔の者に咄し、種々
拷問を受ける時の事など聞き、殺されても、白状するなど勧めらるゝ、
扱、當日に至れば、兼て下男どもより、今日誰拷問にかゝるといふ事、
陰に通知し置くものと見え、呼出しをかくると、牢名主は、白状する
など、はげまし、梅干の肉を用意し、口中に合ましむといふ、然るとき
は、拷問中喉のかはきを助け、呼吸を補ふ効ありといふ

彌、拷問すみ、牢内へ歸れば、戸前口え、在牢役付の囚人出て、本人を受
取り、疊の上にねかし、白状せずして來たときけば、一同にて裸躰に
なし、酒を吹かけ、手取り足取りもみ柔け、綿の如くになす、其時本人
は痛さに堪へず、ヒイ／＼と叫ぶも更にいとばす、若斯くする時は、

却て身軀のなやみ順にいへ、拷問數度に及ぶ程、筋骨堅く、壯健肥満すといふ、然れども若白狀したといへば、早死刑は免れぬ者故、捨て置くなりといへり

拷問中即死せし時

一 拷問は、死罪以上證據既に分明なるも、本人白狀せざる時、施す者なれば、最初より、若誤て死に致すも、覺悟にて掛るなり、證據も擧らず、曖昧の四人に、拷問を猥りに施す事にあらず
一去れは萬一、爲に即死するも、立會の役々、過失又は故意の仕方等なき以上は、其責なきものなり、斯る場合は、事情を委細に認め、主任與力及び立會與力連名にて、奉行へ届け出るなり

(古翁雜話、此書は、南北組與力同心等、驕奢の様を、與力故中村一之氏のものせし寫本なり)前略、此忠藏(北の與力、天明頃の人)指切新兵衛(此新兵衛は、深川仲町の店頭にて、俗に子どもやと云ふ家業の者なり、至て博奕を好み、殊に俠客なりし故、終に縛に會ひしとそ)といふ

悪徒を、強く責問し、終に責殺したり、老かるに、其夜、忠藏縁の戸明けたれば、彼新兵衛忽然と庭中に立ち、忠藏憤怒して、叱りしかば、消うせぬ、夫より次第に忠藏か勢衰へ行き、不日にして轉居せられしとそ、其後薙髮して、上野の邊り、時雨岡といふ處に草庵を結び、雨岡と改名し、歌學の師となれり云々

拷問を受け、罪服せざる者

一 罪跡確乎たるに、白狀せざる者は、掛奉行より、老中に伺出て、察斗詰と唱へ、裁許を申渡すなり

一 斯る例、士分には更に見えず、平民には享保以後一二あり、天保七年、榊原主計頭掛にて、即前の吉五郎、遂に數度の拷問に白狀せず、無據察斗詰にて死刑に處せり、其時の手續左に掲ぐ

右吉五郎數度の責問に白狀せざるを以、榊原主計頭與力吟味掛の者、銘々見込申立候書面左の如し
播州無宿大坂入墨吉五郎儀、再拷問にも相決不申候得共、尙此上追々拷

問仕候は、終には責問のため死にふよひ候より外御座なく、止事を
得ざる儀には候得とも、數十度牢問の上、拷問兩度にもふよひ候儀に付、
例書の趣等に寄、何とか上への御内慮、御何方も御座あるへく候哉、去暮
中御察斗詰に相成候見込を以、御伺書草稿取調御覽に入候得共、右は近
來絶て例無之、不容易儀に付、御聞請も如何御座あるへく哉、どの御沙汰
の趣、御尤至極奉存候然しなから、右の廉を除き候ては、外に御所置もこ
れなく儀と、奉存候得共、午年夏以來の儀にて、此上拷問度重り候とも、中
々白状可仕、相見不申候間、是迄之次第を以、評議仕候は、外に良案も
御座あるへく哉、私より相談掛け候而已にては、區々相成申へく候に付、
此上は、取調方得と談判仕、申上候様、同役共へ被仰渡御座候は、存付候
品もこれあるへく、奉存候、依之此段申上候以上

未四月

東條八太郎

播州無宿吉五郎、同類の者共も、數人數有之、右はいつれも入墨御仕置相
成候者に付、同人被召捕候當座は、御當地逃去候儀と存候得共、當時に至

候ては、立廻候哉も難計、右同類の者、召捕候は、當人決心可仕ための一
助にも相成へく哉に付、此節の處にて、取調候様、廻方へ被仰渡候ては、如
何御座あるへく哉、心付候に付、此段申上候
吉五郎儀、入墨後の盜にて、死罪難遁者に候處、有躰申立ず、數度牢問、其上
海老責并拷問も兩度まで及び候得共、陳罷在、盜之證據顯然に候上は、
察斗詰にて振候儀御座あるましくと奉存候

松浦作十郎

播州無宿吉五郎儀、數度責問之上、拷問兩度に及候處、白状不仕候に付、東
條八太郎申上候書面、御下けなされ、心付候儀も御座候は、可申上旨被
仰渡候

此儀、右吉五郎儀、牢問之節、理害申聞候得共、假令責問にて、死におよび
候共、白状之上、御仕置に相成候儀は、難澁仕候旨申、心を定居候様子に
有之、自躰丈夫之生立に相見、度々責問に逢、右に馴固り候哉にて、此上
牢問致し候共、其時は絶入候程に御座候ても、間もなく復し候容躰に

て、容易に白狀仕間敷哉と被奉存候、外に白狀爲致可申手段御座なく、右様稀成骨柄にて、殊に先達て牢抜け相企候儀も有之、此上、自然牢内不頁を生申へく哉も難計、享和元酉年、根岸肥前守殿御掛之無宿小助は、拷問不被及候得共、今般吉五郎は、拷問迄も兩度被仰付候儀に付、旁御内慮御伺、相成候は、可然哉に奉存候以上

四月二十八日

谷村 源左衛門

播州無宿吉五郎儀、度々牢問之上、拷問仕候得共、白狀不仕候に付、此上取調方存付も御座候は、申上候様被仰渡候

此段、右吉五郎儀、數度牢問之上、海老責又は拷問兩度まで仕候得共、白狀不仕、右は引合之者、申口も有之、惡事之次第相違なく候上は、先達て牢抜企候儀も御座候、旁御仕置通かたき者に付、其段理害申聞、右躰數度牢問之上、海老責并拷問迄仕、私儀も兩三度牢問仕、見受候處、死を決候躰にて、白狀仕らず、此上何夕度牢問仕候共、白狀仕候様子には不奉存候、依て勘辨仕候處、根岸肥前守殿御掛、無宿小助儀は、不被及拷問、御

仕置被仰付候者に有之、其後市ヶ谷無宿太郎兵衛儀、加役方にて、一旦白狀仕、此方え引渡に相成候後、申口を替、度々牢問之上、拷問仕候得共、白狀不仕候に付、口書爪印難澁仕候、不届を以、御仕置被仰付候儀有之、此度之吉五郎儀も、度々牢問之上、海老責拷問迄被仰付候處、相違なき惡事を、白狀仕らず候者に御座候間、右之趣を以、御察斗詰之上、御仕置可被仰付候處、不容易儀に被思召候は、此上白狀仕候歟、又は死におよひ候まで、際限なく牢問可被仰付候處、一旦拷問被仰付候者を、此後一通之牢問仕候而も、如何可有御座哉に、被奉存候間、前書之始末、一應御内慮御伺有之方には御座ある間敷哉に、奉存候以上

申四月

三村 吉兵衛

播州無宿吉五郎儀、是迄度々牢問之様子見請候處、此者何夕度拷問被仰付候共、可相決との見込無御座、一躰引合之證據顯然之處、申紛、其上牢抜企候一條に、携候者に付、御察斗詰を以、御仕置可被仰付候積、御内慮御伺御座候方と奉存候

中島 嘉右衛門

播州無宿吉五郎儀、是迄牢問之節、私儀も度々立合罷越、見請罷在候處、一
躰同人儀は、責問にての死を決居候様子に付、此上引續、何ク度嚴敷痛問
被仰付候とも、相決申間敷、終には右にて氣骸勞れ、死におよひ候様にて
は、事躰におゐて、不可然筋にも被奉存、且又右吉五郎儀は、盜之證據儘に
て、殊に一旦白狀いたし、其後申口を替、申張罷在候者にも有之候間、旁御
察斗詰之積を以、御仕置御内慮、御伺相成可然哉に被奉存候

申四月

三好 三次郎

播州無宿吉五郎儀、牢問之節も申候は、此上何様責問有之候とも、白狀い
たす間敷由にて、當人死を極め罷在候様子にて、既に兩度も拷問被仰付
候ても、難決儀にも候故御察斗詰之積を以、御仕置御内慮御伺相成候て
も、可然哉に奉存候

申四月

米倉 作次郎

(朱書)

申四月七日、田中休藏(御右筆)之談候處、右は申上候にも及間敷候得共、先
談書は預り置候旨申聞、付ては申上候有無に不拘拷問申付候
御右筆衆談手覺

播州無宿大坂入墨

定藏事

午四月十二日入牢

吉 五郎

右之者儀、大坂におゐて、入墨御仕置相成候後、御當地へ出、盜致し候に付、
組廻之者、召捕來候處、右盜事之始末、申口を替候に付、牢問の上、一旦白狀
およひ候後、間もなく牢拔企候、吟味に付、同役伊賀守(筒井南町奉行)之引
渡、吟味の上、本罪死刑に相當候者に付、見懲のため、牢庭におゐて、重敲申
付へく哉の段、相伺ひ、伺の通被仰渡、御仕置相濟、引渡候に付、請取、本罪の
處、口書申付候得共、又候申口を替候に付、是まで都合二十六度、責問致し、
右の内兩度海老責をも致たさせ候處、同様申張罷在、右惡事は、證據顯然
の儀にて、殊に一旦白狀およひ候もの、儀に付、此上は拷問可申付哉と

存候、然る處、拷問之儀、文化五辰年以來、申付候程之者無之、暫く中絶致し候儀故、一應御談におよび置候事

編者曰く前の書面は、榊原主計頭より、其仕置掛右筆へ相談いたしたるものにて、拷問之事は、百ヶ條書にも定めあり、奉行の職權内にあるものにて、施行し、聊違法なきものなるに、中絶いたしたりとて、念を入れ、閣老手附の右筆まで、内談せしを以ても、幕政中、拷問の事に就て、念を入れしと意外なるを知るへきなり

○

前の吉五郎儀、察斗詰に評決して、老中へ伺之上、左の如き罪科申渡し、天保七年申五月二十三日落着

播州無宿

大坂入墨定藏事

吉五郎

其方儀、先達て盗いたし候依科、於大坂表、入墨重敲御仕置相成候身分に

て、無宿入墨利吉、外十人、一同御當地え出、旅人の躰に致しなし、右之者共一同、往來又は商人家にて盗取候品物、同類之内、無宿万吉、清七、駒合、忠藏方へ罷越、鼻紙袋外と入等之注文致し、手附金相渡、品々差出させ、右之内籠甲櫛四枚盗取、芳吉へ四兩に賣拂、内金壹兩清七より配分受、酒食に遣捨候段、一旦申立候後、申口を替、盗の始末覺これなく、同類の内、無宿勝五郎仕業にこれあるへく、同人面躰、其方に似寄居候旨申紛候得共、忠藏召仕徳次郎、外一人、右躰鼻紙袋外と入等の注文承り、并櫛差出候節も引合、暫時應對致し、面躰腕と見留、吉五郎に無相違旨、突合吟味の度々申立、右櫛四枚の内、二枚芳吉儀、遠州掛川宿之積登せる積にて、飛脚問屋佐右衛門方へ相渡置、柳行李内に有之、忠藏盗取られ候品に相違なき旨、同人申之に付、半問申付、五度目の節、一旦及白狀候後、間もなく半扱相企、同役伊賀守掛にて、右御仕置相濟候後、尙同様申口を替候得共、右の通應對致し候者の引合、且品物も有之上は、證據顯然の儀にて、吉五郎仕業に無紛候に付、尙數度責問の上、拷問まで申付候處、相陳罷在候得共、一旦白狀およ

ひ候上は、今更盜致し候覺無之由の申口は、難取用、右始末旁不届に付、死罪申付之一

天保七年申五月二十三日

吟味の口傳

一拷問は濫に行ふ者にあらずして、御詮議方第一厚く心掛へき勤向に候、凡罪人を調るに、右言にもある如く、其罪を憎み、其人を憎ますと申如く、よく之を服膺致し、必己の功を思ふて、罪に落すへからず、又他より助言(賄賂)又は上官の内命ありても、惑はすして、自分の心に愧さる様心掛、能くく愛憎の念を去り、明鏡の如く心をすまして、裁判致すへく候、左すれば、囚人の悪事は、此方の心の明鏡に寫り、彼を一言の下に驚怖狼狽せしめ、答辯躊躇せしむへく候、其時彼れ沈黙して答なく、何か工夫して遁辭を設けんとするものなれば、其折を透さず責め問ふへし、必口を披く者にて候、此方よりさぐりの詞、彼の心に適中せざる時は、速に返答し、或はムツと憤り、面色に現る者なり、是前の反對な

一 彼はなり、故によく囚人の顔を見詰て、吟味するが肝要に候
一 雜人と雖、罵詈譏の語氣を以て、吟味すましく候、彼れの相手になりて、申争ふ躰になるは、甚拙し、我職掌の範圍を守り候て、威格を失ふことなく、又慈悲の心、自然と彼の心に感じ、責られなからも、餘儀なしと思はしむるが、專一に候、彼れ我を敵視致して、此方を恨み候様になすへからず候

一 吟味中、折には激聲を發し、叱咤するとあれども、始より大音を發するは、不宜候、末には聲かれて、聽くるし、緩急よく度を計り、彌といふ時、押掛り問詰めへし、應答數回に及ひ候へは、甚くも三とき位は掛る者故、其心得にて致すへく候、不馴の内は、始めの内より、大音をあげ、責問致し候故、末には調子變りて、間のぬけ、我却て弱くなり候
一 拷問せされは、白状すましく見極め候ものは、同役衆にも見込相談致し、吟味の様子に注意を頼み、又は人を替へて、吟味致し、同役も同様の見極に候はし、其次第を逐一奉行衆に申立、直々吟味あらんとを請ふ

へし、己吟味の節、白状せざる者、同役或は奉行の吟味に白状しては、己の職務立かたしと思ひ迷ふて、却て他の批判を招く事に候、若自分の吟味、仕方悪しき事なきやと、再三熟考致し、夫にても他人の調へにて、白状するは、決して耻にては無之候、我慢をすて、大切に取扱ふへき事に候

一 拷問にかけへき者は、享保七年、大岡越前守殿御勤役中より、人殺火附盗賊と定り、元文五年、水野備前守殿御勤役中より、關所破り、謀書謀判を相加へ申候、右の分、悪事の證據慥に候とも、白状致さざるもの、并同類の内白状致せしも、本人白状不致候時に候

一 御詮儀者の内、或事は決せずして、外の悪事は分明に相知れ、其科にて、死刑に處せられへき者は、一方の罪にて、死刑に極り候もの故、拷問に掛け候も厭ふ事に無之候

一 右の外にも、拷問すへき者は、奉行衆評議の上、申上へきとの事、享保七年、大岡越前守殿の頃より相極り申候

一 拷問口問の節、立會の者は、吟味の様子、申口、得と承り届候様に可申付と、享保三年、大岡越前守殿御勤役中と、延享二年、島長門守殿御勤役中に、御老中方より御沙汰有之、其節より、必吟味與力一人にて致すとなく、同役立合にて、御目付方も臨席申候

一 拷問者の内、火附は證據少きものにて、最上の難獄に候、多く幼者愚者にて、毎度掛役人失策致せし先例もある故、注意尤肝要に候、火附は聊の端緒より目さされ、罪人と極るものにて、證據至てよわく候得ば、必深入して誤るましく候、去りとして手ぬるき仕方なれば、罪人皆々のかれ候故に、第一證據證跡、當日の模様、平日の舉動、本人の性質或は捕縛役人を除き、外々の探索を命し、或は半内の探偵、等手に手を盡し申へく候、捕縛の同心、塲所口書をのみ證據に致し、吟味詰るは甚危く候、第一は問詰たる吟味仕方、或は手段にて引出さんと試み候は悪く候、威しの吟味もあしく候、幼者愚者は、何へも寄付ものにて、此方は成丈詞少く、彼れが言が儘にして聞取り、熟考して、始めて假口書へ押印せし

め、再三探索に手を盡し候て、彌疑なきを以て、吟味をつめ、口書完結せしむへし、取急き吟味候時は、宛罪に落し申候

一 罪人を鞫問するに、人情に入るへからず、悪事は人情に外れ、普通の人情を以て考る時は、斯る事は逆も致す間敷と思ふ事をなし居ものに候、悪は善の逆行にて、都て表裏に出て候、故に悪人を調へ候には、悪人の心になり、考へ見るへし、又人殺の如きは、殺す程のとなきに殺すことあり、是は罪人の恐怖心より起り、思慮もなく殺すことにて、例へば、家に盗賊入り、追迫られ、餘儀なく人を疵け殺すことあり、是初めより殺す心得にては無之、竊に盗に入り、追迫られて、終に己の身殺害にも逢ふへきかど、思はず人を殺すに至候、又盗賊或は不義にて、人家へ忍び入り、見付られ、後難を恐れ、終に殺すとも有之、是等は皆事の意外に出て、通常にては考へ當らざる儀に候、依て右殺したる刃もの、切口等は第一の證據にて、深く考へ工夫すへし

一 鞫問に順序を追て問へからず、呼出さるゝ前より、工夫思案致し來ると、罪人の常なれば、此方より、突然意外に問かけ、彼の心算を齟齬せしめ、彼問れんと思ふ所を問はず、横道より責立候へば、眞實ならざるものは、自然と苦心し、聊の事までも狐疑して、一々さはやかに答辯ならぬ者に候、是心中に私ありて、工夫致す故に候、若も正直の者、一點の疑心なければ、何を尋られ候ても、一向平氣にて答ふへきは答へ、知らざるは知らずと申候、數回尋問候ても、事實なれば、前後不揃は無之候得共、若偽りの申立に候は、答辯も其都度に相違致し候、何事もなき事にても、力を入れ苦む者に候、斯る内には、偽りの申立には、必押處出來て、申抜け詰り、終に知らずく、白狀いたし候

一 吟味中、罪人の申口、轉動狼狽致し、彼の肺肝をつくが如く、星を打れ候時は、氣昇り、顔色血走り、或は青くなり、聲ふるへ、舉動一々變し、額に冷汗を流し、身軀自然にふるへ候、尙問詰候へば、せき込み、言紛さんどあり候、此時が簡要にて、ゆるみなく責め問、遁辭の工夫をなさしめざる様に致すへく候、併し平押にのみ押詰候て、却て激昂させ、責殺さる

も、白状すましと決心することあれば、其機を見抜き候へば、横道より責問ふへし、横道とは或は妻子、父母の事など引出し、彼か愛惜の情に引かされ候様に仕むけ、彼か決心を他に轉し、慈悲恩愛の詞を以て諭し、強情に募るは、却て自分の不爲なる事を、情愛に照し、利解説得する時は、如何なる悪人にて、泣き出すものに候

一 四人に對しては、力て詞を正しくし、片落なき様心掛候は勿論、甲乙二人の者を味吟するに、甲の答辯を助け、乙をせむるが如きとありては、此方へ疑をかけ、心中に不平を懐かしむるは、此方の不功者なり、あく迄も公儀に基き、吟味する者と、法に依て吟味するものとの別を明かにして、聊私念私意をさし、狭む間敷候、十分に證據揃ひあれば、打た、させずとも、彼自分と氣を失ひ、血を吐くに至る者なり

一 風聞書、探索書等想像を以て、文を巧に書立てたる者、又は二三人より同意の探索書出たる時など、尤注意すへき事にて候、何故なれば、文意の巧者に迷ひて、或は信用し、探索する者同し筋にて、聞糺したる時は、

二人三人の探索書も、同様になることあればなり

一 拷問の節は、立合役も、醫者もあれば、其時間を計らひ、當然の仕方を行ふて、萬一即死するとも、此方の不調法にあらぬは、十分膽を据てなすべし、膽力なく候ては、吟味仕方弱くなり可申、尤求めて手嚴敷くなし、死に至らしむるは、無慈悲の至り、愧へく候

一 昔或吟味方の役人、兼て上手と云れし者、或日感ずる所ありて、家に歸り、役服のまゝにて、下男を呼出し、汝は我手許の金子を盗取り、不届なりと問ひしに、下男は驚き、其覺なき旨、申披きしに、段々理非をつめ、質問ひ、或は憤り、或は諭せしかば、終に下男、申開き盡き、伏罪せり、依て役人大に驚き、我は是まで、如何なる囚人にて、白状させずといふ事なかりしに、今全く覺なき下男、我か調を受け、伏罪せしを見れば、是まで冤罪を出し候事多かるへしと、只今思當れり、餘り此方の詞強く、少もゆるみなく責め問へば、悪人は終に閉口し、罪に落る事、此僕の如し、恐るへき事なりとて、其役人は自分と職を辭し、隠居せしと云ふ事あり、

去れば吟味方程大事の者無之、口問ですら斯くの如くなれば、拷問な
どは尙更に候

一女の責問は最注意すへき事に候、都て女の身に於て、拷問にも掛るへき
程の罪科を犯すは、申々の強惡にて候へば、一言にて其惡心あるか、な
きかは分り候、我等も度々女の囚人を手かけしが、其内一人の女、密夫
と申談し、夫を殺し、密夫は既に白狀候も、女白狀せず、拷問にかけ、縛り
上げて、一打うたせしに、忽癪氣さし込、絶息したり、餘儀なく其日を延
し、再び出役せしに、此度も左様なり、斯ること再三なれば、斯ては吟味
はかどらずと思ひ、工夫して打をやめ、直に石を抱せしに、いつもの調
子と違ひ候へば、殊の外苦痛の躰にて、直に白狀致し候、尙半内へ探り
を入れしに、女のいふには、打なれば直くにも絶息する工夫を覺え、度
々の責問をのかれ、其内出火てもあれば、切放され、命助ることもある
へしと、樂み居りしに、石を抱されては、氣絶する譯にも行かず、死ぬ程
の苦痛をせし故、殘念なから白狀したりと、相半の者に語りしよし、又

或女を拷問致し候處、一打た、かせしに、忽後へ倒れかゝり、兩足をひ
ろげ、陰部を憚りもなく現し、其失躰に困らせん謀みに候故、是も打を
やめ、石にせし處、堪かたく、白狀致し候、又よく大小便をなし、一時の責
苦を逃んとする者など多くあり、刑て釣しにかけ候時は、注意不致候
へば、小便をかけられんとすること之あり候
右は我が經驗と、古老よりの口傳とを書綴り、子孫のために遺し置もの
也

戊午のとし八月

編者曰く此書は町奉行與力吟味掛りの心得書とて、綴りし私書なれ
ども、當時其筋役人之注意如何を知らしむるために、茲に加へぬ

拷問終

2/10/1900

33
416

版權
所有

明治二十六年四月二十四日印刷
明治二十六年四月二十八日發行

(定價金拾錢)

著作者

佐久間 長 敬

印發行
者兼

佐久間 武 男

印刷所

秀 英 舍

東京神田區西紺屋町廿六
七番地

發行所

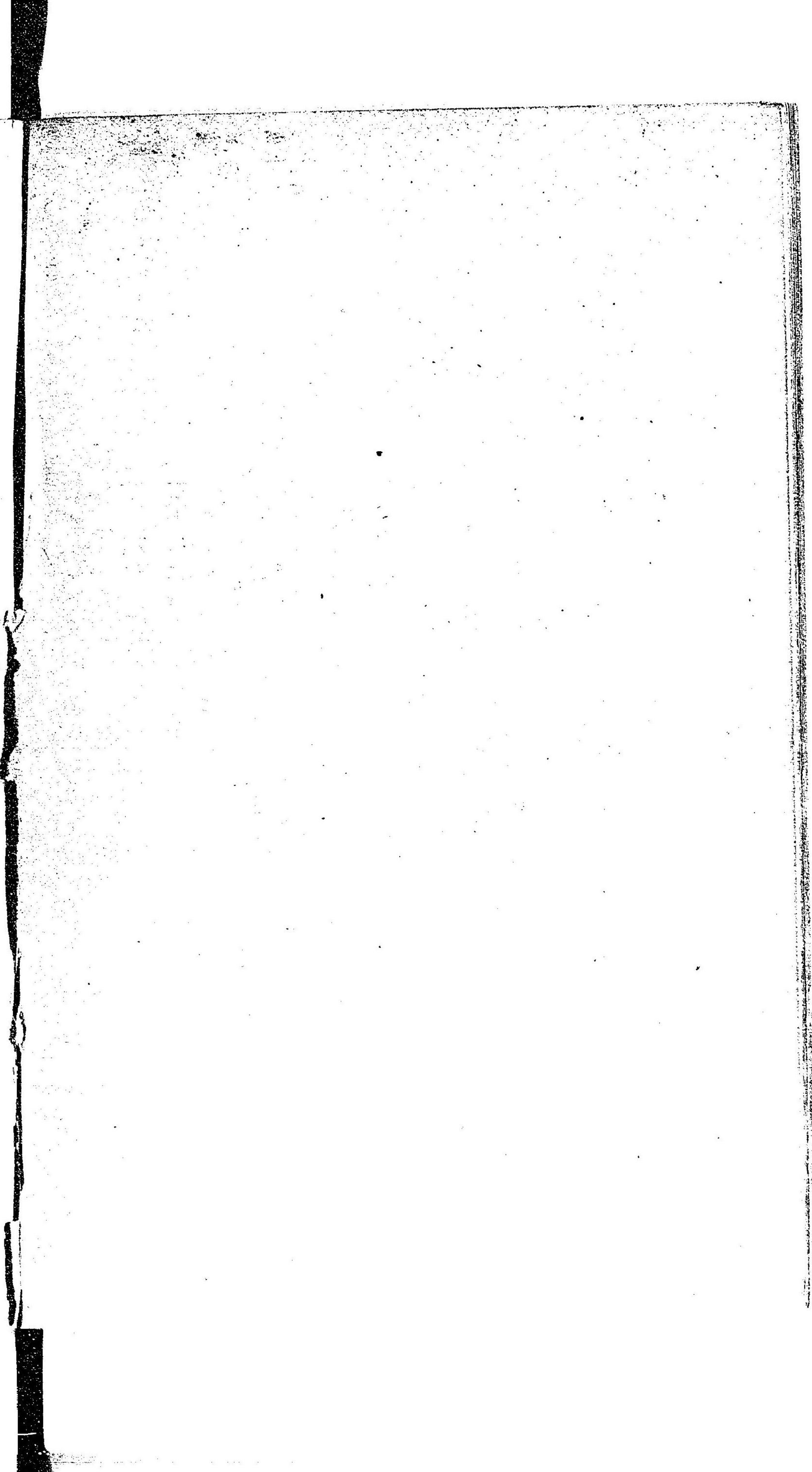
南北出版協會

東京神田區五軒町三番地

大賣捌所

彥 根 正 三

東京京橋區入官町十三番地



33
416

